

島根県水稲有機栽培技術推進ネットワーク設置要領

【目的】

第1 水稲の有機栽培技術に関する技術交流セミナーの開催や情報提供、ネットワーク会員同士の情報交換や技術研鑽により、安定した水稲有機栽培技術の確立と普及を主な目的とする。

【活動】

第2 ネットワークは第1の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 水稲の有機栽培技術に関するセミナー等の開催
- (2) 有機栽培米等の実需者とのマッチング
- (3) その他、水稲有機栽培の拡大に必要な取組

【会員】

第3 ネットワーク会員は、第1の目的に賛同する水稲有機栽培実践者及び水稲有機栽培を志す生産者個人、組織、法人、農業団体、行政関係機関とする。

2 ネットワークへの加入は、別紙加入申込書を事務局へ提出するものとする。

3 会員は、他の会員を含む第三者等に損害を与える等の行為やネットワーク活動に支障をきたす行為を行わないものとする。

4 上記3に該当する行為が認められた場合、当該会員はその責務を負うとともに、本ネットワークから退会しなければならない。

【事務局】

第4 ネットワークの事務局は、島根県農林水産部産地支援課に置く。

【その他】

第5 この要領に定めるものの他、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会員の意見を聴き、事務局で定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。